三十　第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置

三十一　第四条の二第一項第三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

三十二　第四条の二第一項第三十二号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の運搬容器

三十三　第四条の二第一項第三十三号イの廃薬焼却場

三十三の二　第四条の二第一項第三十三号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

三十　移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置の状況を、目視等及び記録により検査する。

三十一　特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

三十二　特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造となっていることを、目視等及び記録により検査する。

三十三　廃薬焼却場について、移動区域内に設置されていることを、目視等により検査する。

三十三の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項又は第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視等及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

三十　第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置

三十一　第四条の二第一項第三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

三十二　第四条の二第一項第三十二号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の運搬容器

三十三　第四条の二第一項第三十三号イの廃薬焼却場

三十三の二　第四条の二第一項第三十三号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

三十　移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置の状況を、目視及び記録により検査する。

三十一　特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十二　特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造となつていることを、目視及び記録により検査する。

三十三　廃薬焼却場について、移動区域内に設置されていることを、目視により検査する。

三十三の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項又は第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。